

令和4年度監事からの指摘・意見等及びその対応について（令和4年度監事監査報告書）

令和6年2月28日現在

令和4年度監事監査報告書		左記についての現状	今後の予定
1	○内部統制システムの実効性の確保について 内部統制システムの運用に関しては、業務方法書及び内部統制に関する規則において、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることの確保や、リスクの低減に必要な措置を講ずること及び当該役員はリスク評価と対応をとりまとめた結果を年1回以上、役員会に報告することが規定されている。 一方、本学の経営上のリスクとしての、研究不正、情報セキュリティ、ハラスメント、コンプライアンス等への対応に関しては、令和4年度は、研究費不正防止に係る取組のみが役員会(内部統制委員会としての位置付け)に報告が行われている。 ついては、現状や課題の認識についての共有の観点からも、課題等の有無にかかわらず、それぞれの業務のリスク評価と対応等の取組について定期的に役員会への報告を行うことが必要である。	○内部統制システムの実効性の確保について 令和5年10月11日に内部統制統括責任者（理事・事務局長）及び内部統制責任者（各課長・室長）を構成員とする内部統制委員会を設置し、業務遂行上のリスク評価と対応及びその他業務適正確保のための活動状況など把握し、その結果を役員会に報告する体制を構築した。 令和5年度においては研究費不正防止室による研究費不正、研究不正防止のための活動報告のほか、情報セキュリティ対策等基本計画に基づく情報セキュリティ対策のための活動報告、業務遂行上のリスクの再確認と優先順位の高いリスクの検証のためのリスクマップの作成（試案）を行い、令和6年3月の役員会に報告する予定である。	○内部統制活動の定着化 令和5年度は優先順位の高いリスクの検証のため発生頻度及び影響度を数値化しリスクマップの作成を行ったが、試案であるため数値化の考え方などをさらに検討を進める。 また、内部統制委員会を定例化しリスクの把握とその対応状況を定期的に役員会へ報告する仕組みを定着化させる予定である。